

# 全国首長九条の会ニュース

2020年6月3日 第5号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075  
fax03-3221-5076 メール：[sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp](mailto:sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp) 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

## 自・公・維新が国民投票法改定案の採決を主張！！

5月28日、今国会初めての衆議院憲法審査会が開かれ、「憲法改正国民投票法を巡る諸問題」をテーマに自由討議を行いました。自民、公明、維新は、洋上投票の対象拡大など7項目の国民投票法改定案の早期採決を主張、野党側はCM規制なども並行審議すべきだと主張し、議論は平行線でした。また自民、維新の議員からは「緊急事態条項」の議論をすすめるべきとの意見も出され、引き続き緊迫した情勢です。

5月11日、沖縄県南城市長の瑞慶覧長敏さんが、元石垣市長の大濱さんの働きかけで呼びかけ人になってくださり、呼びかけ人・会員は132人となりました。

今号は共同代表の元岩国市長の井原勝介さん、事務局次長の元国立市長の上原公子さん、そして元青森市長の鹿内博さんと元吹田市長の阪口善雄さんの投稿です。



### 一筋の光

元山口県岩国市長  
井原勝介

政治が検察をコントロールする仕組み作りを狙

った今回の法改正は、検察の独立性を侵し到底許されるものではない。黒川東京高検検事長の定年延長を法解釈の変更で行う政治の体質もより問題である。特別法である検察庁法が一般法である国家公務員法に優先し、検察官に定年の規定は適用されないというのは、法の常識であり、それを時の政権がいつも簡単に覆してしまうのではもはや法治国家とは言えない。

あの安保法制の際も、専守防衛という共通認識をあっさり踏み越え、閣議決定で集団的自衛権の行使を認めてしまった。これまでも、周辺事態法や特別措置法などを通じて、自衛隊の活動範囲や役割は次第に拡大されてきている。

憲法9条の条文は変わらないが、現実は大大きく変容しつつあり、今後も、アジア情勢の変化、対米重視の政治姿勢が続けば、その傾向はさらに加速し、最終的には憲法自体にも手が加えられ、平和の理念が死滅することになる。

しかし、9条の本来の趣旨が武力の不保持であることに疑いはなく、歴史的経過の中で自衛

隊が既成事実化しているとしても、少なくともその機能は専守防衛の枠内に限定すべきというのが、多くの国民の変わらぬ思い、平和を守る最善の道であり、この一線は譲れない。

検察庁法の改正をめぐる混乱の中で、数百万という Tweet が流れを変える契機となった。時々の政治情勢に拘わらず、具体的政策の中身をチェックし、政治を直接動かす新しい手段(SNS)を国民が手にした瞬間であり、9条を守るための一筋の光ともなり得る。

### 感染症時代こそ 地方自治力を

元東京都国立市長 上原公子  
子いまだ先の見えない新型



コロナウイルス感染症ではあるが、この騒動をどう見るか、政治力が試される時でもある。今回明確になったのは、グローバル経済社会のぜい弱さと、日本の危機管理の甘さである。

「福島原発事故」の際、政府はなかなか避難指示を出さなかった。その裏には補償の責任が透けて見えた。今回の「不要不急の移動・営業活動の自粛」の言葉は、感染拡大防御のためにはやむを得ないことではあるが、またもや「政府は責任を負わない」という意味に聞こえる。

経済活動ができなければ、生活破壊が起こることは当然のことであるにもかかわらず、休業補償の出し渋りのために、日本中が疲弊し始めている。憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活の保障」は国の責任で果たさなければならぬ。国こそが「不要不急」の事業の見直しをして、総力を挙げて予算の放出をすべきである。

目を引いたのは、和歌山県知事が政府の感染対策「基本方針」には従わないと発信をしたことである。店のシャッターが次々に降ろされていく様子を、身近にみている自治体だからこそ、憲法第 92 条の「地方自治の本旨に基づき」行政運営を果たすのかが問われる。すべてが一律指示待ちでは住民を守り切ることはできない。

国の策を待ってられない市民が、続々と知恵を出し始めている。顔の見える関係の自治体だからこそ市民力と共に、新しい時代を切り拓くすべを見いだせる。今こそグローバル依存から脱却し、地産地消、地域で支え合う社会的経済に転換するときである。これが本当の SDGs の実践である。



## 「平和の日」と プルトニウム

元青森県青森市長  
鹿内博

青森市は、昭和 20 年 7 月

28 日に米軍の空襲により、多くの尊い市民の生命が犠牲となったことから、市では毎年 7 月 28 日に追悼式典を行ない、平成 2 年には平和都市宣言を行っている。

私は、平成 21 年に市長に就任し、平和首長会議と非核宣言自治体協議会に加盟するとともに、中学生 4 名を「平和大使」として、長崎市で 8 月 9 日に開催している青少年ピースフォーラムに派遣し、帰青後に中学生等が参加する「平和の集い」で報告していただいた。

平成 28 年には、7 月 28 日を「平和の日」とする条例を市議会で可決いただき、次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える施策をすすめてきた。私は、憲法を政治にいかすことが重要と考え、平和の日条例もその一つとして取り組んできた。

現在、県議として原子力問題、特に六ヶ所再

処理工場再稼働問題に取り組んでいる。再処理工場はプルトニウムを取り出し、高速増殖炉を頂点とする核燃料サイクル政策の要の施設であるが、高速増殖炉もんじゅ計画が中止となり、プルトニウムも、再処理工場も不要である。

それでも再処理工場を操業しようとする意図は、原発から出る使用済み核燃料処理地、即ち高レベル放射性廃棄物の最終処分地を確保できないから再処理の大義名分が必要ということである。その結果、危険なプルトニウムを増やし、処分地のない放射性廃棄物と事故の不安を増やし、次の世代に負の遺産を増やし続ける政策は、国民主権の政治に反するもので、再処理工場中止をめざしてガンバル。

## 憲法九条は日本の宝

元大阪府吹田市長  
阪口善雄



私は、大阪府議会議員 3 期、吹田市長 3 期の時の事務所を今も千里ニュータウンに置いています。その頭上に、標記の 3 間の高さの縦看板が掲げられています。これは昨年亡くなりました父の残したものです。

父は終戦まぎわの、戦艦大和を中心とする特攻作戦に駆逐艦浜風で同行し、大和とともに轟沈し、呉に收容されまして、そのあと腹に爆弾を巻いて敵戦車に体当たりする訓練の最中に、特殊爆弾（原爆）が広島に落とされ、その救援に翌日入って被爆者になりました。

父は亡くなる直前まで大阪府被団協の会長などをやらせていただいております。

吹田市は「非核平和都市宣言」「安心安全のまちづくり宣言」「健康づくり都市宣言」のまちです。市民の健康と地域の安心・安全は、絶対に世界の平和がなければ守られないという信念のもとに取り組んでまいりました。今後とも戦争の放棄、侵略の軍隊は持たないという「平和憲法と 9 条」を日本の宝、日本の誇りとして、世界平和に向け、首長の会の皆さんとともに頑張ります。

◆会員みなさま、投稿をお待ちしています◆  
(メールやフアックスでお送り下さい)